平成２１年（フ）第１３１０号
千葉市花見川区さつきが丘２丁目４番地10　フラワーヒルズ108号
債務者　石原　　誠
1　決定年月日時　平成21年12月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月１日まで　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２１年（フ）第１３１８号
千葉市花見川区南花園１丁目７番８号　昴102号
債務者　渡辺　　幸
1　決定年月日時　平成21年12月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月１日まで　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２１年（フ）第１３２７号
千葉市花見川区幕張本郷３丁目24番10号　アイリス101号
債務者　水田　真弓
1　決定年月日時　平成21年12月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月１日まで　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２１年（フ）第１３３０号
千葉市若葉区千城台南２丁目４番２棟402号
債務者　鹿野　恵子（旧姓石嶋）
1　決定年月日時　平成21年12月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月１日まで　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２１年（フ）第１３３７号
千葉市稲毛区山王町289番地２　ホーリーグランド稲毛山王203号
債務者　篠原　好幸
1　決定年月日時　平成21年12月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月１日まで　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２１年（フ）第１３４５号
千葉県市原市国分寺台中央５丁目４番地９
債務者　高橋　和江
1　決定年月日時　平成21年12月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月１日まで　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２１年（フ）第１３５５号
千葉県船橋市高根台５丁目１番263棟407号
債務者　野宮　健介
1　決定年月日時　平成21年12月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月１日まで　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２１年（フ）第１３５８号
千葉市中央区末広１丁目３番23号
債務者　宮澤　和子
1　決定年月日時　平成21年12月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月１日まで　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２１年（フ）第１３７９号
千葉市中央区要町５番１号　要町荘
債務者　岩奥　和義
1　決定年月日時　平成21年12月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月１日まで　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２１年（フ）第１７９号
千葉県木更津市真舟５丁目19番19号
債務者　成田　盛人
1　決定年月日時　平成21年12月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月１日まで　千葉地方裁判所木更津支部

平成２１年（フ）第１８５号
千葉県木更津市大和３丁目１番14号　カーサ大和101
債務者　江尻　俊雄
1　決定年月日時　平成21年11月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月１日まで　千葉地方裁判所木更津支部

平成２１年（フ）第６１号
千葉県鴨川市坂東318　スカイホームハギワラＡ号、住民票上の住所千葉県鴨川市貝渚773番地
債務者　**楽**田ゆかり
1　決定年月日時　平成21年12月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月１日まで　千葉地方裁判所館山支部

平成２１年（フ）第２１６号
富山県高岡市本郷２丁目４番47―105号　ソレイユ本郷アネックス
債務者　総合建築深浦こと　深浦　明広
1　決定年月日時　平成21年12月２日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月１日まで　富山地方裁判所高岡支部

平成２１年（フ）第４１９号
山梨県韮崎市旭町上條北割1139番地
債務者　鈴木　秀仁
1　決定年月日時　平成21年12月１日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月１日まで　甲府地方裁判所民事部破産係

平成２０年（フ）第３８６８号
愛知県春日井市岩野町２丁目８番地７
債務者　太田　美幸
1　決定年月日時　平成21年11月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月１日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第２１０８号
名古屋市北区五反田町253番地　ノールプラージュ702号
債務者　鈴木　純子
1　決定年月日時　平成21年11月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月１日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第７７１号
愛知県安城市三河安城東町２丁目１番地12　ライオンズプラザ三河安城203
債務者　長谷部法人
1　決定年月日時　平成21年12月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月１日まで　名古屋地方裁判所岡崎支部破産係